

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

神奈川県迷惑行為防止条例（以下「条例」という。）は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の生活の平穏を保持することを目的として制定されているところ、条例第11条は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）では取り締まることができない、恋愛感情を充足させる等の目的以外の目的で行われる「つきまとい等」の行為を規制している。

この様な中、令和3年5月、ストーカー規制法の一部が改正され「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等が規制されたことを踏まえ、条例第11条の制定趣旨、近年の本県における「つきまとい行為等」の被害に係る相談実態などに鑑み、条例についてもストーカー規制法の改正に準じた改正を行うこととした。

2 改正点

次の4項目を条例第11条に追加する。

- (1) 相手方が現に所在する場所の付近における見張り等[柱書に追加]

現行条例では、相手方の住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近における見張り、押しかけ、うろつきを規制しているところ、相手方が「現に所在する場所」についても、規制場所として拡大する。

- (2) 拒まれたにもかかわらず文書を送付する行為[第5号に追加]

現行条例では、拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファックス、電子メール等を送信することを規制しているところ、「文書の送付」についても、規制対象行為として追加する。

- (3) GPS機器等により相手方の位置情報を取得する行為[第9号を新設]

相手方の承諾なしに、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為を規制対象とする。

- (4) GPS機器等を取り付ける等の行為[第10号を新設]

相手方の承諾なしに、その所持品等にGPS機器等を取り付ける行為を規制対象とする。

3 改正の必要性

近年、県警察に寄せられる「つきまとい等」の被害に係る相談の中には、現行条例では取り締まることができない「2 改正点」に記載した行為が含まれつつある実情にある。

このような状況を踏まえ、被害者等を保護し、重大事件への発展を未然防止する観点から、条例改正の必要性を認めた。

4 今後の予定

- ・ 令和5年第1回県議会定例会に条例の改正案を上程
- ・ 令和5年4月1日公布、同年7月1日施行